

第九十八回国会 衆議院 科学技術委員会議録 第二号

昭和五十八年三月二十二日(火曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 岸田 文武君

理事 保利 耕輔君

理事 小林 恒人君

理事 草川 昭三君

理事 櫻内 義雄君

理事 平沼 赳夫君

理事 村山 喜一君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

國務大臣 安田 隆明君

(科学技術庁長官)

出席政府委員

科学技術庁長官 安田 隆明君

官房長 安田 佳三君

科学技術庁振興局長 原田 稔君

委員外の出席者

林野庁指導部研究普及課長 塚本 隆久君

消防庁予防救急課長 小坂紀一郎君

科学技術委員会調査室長 曾根原幸雄君

委員の異動

三月五日

辞任

林 保夫君

同日

辞任

大内 啓伍君

同日

辞任

大内 啓伍君

補欠選任

大内 啓伍君

同日

補欠選任

林 保夫君

同日

補欠選任

林 保夫君

辞任

林 保夫君

同日

辞任

大内 啓伍君

同日

辞任

林 保夫君

同日

辞任

西田 八郎君

同日

辞任

栗原 祐幸君

同日

辞任

山原健二郎君

同日

辞任

瀬崎 博義君

同日

辞任

佐々木義武君

同日

辞任

村山 喜一君

同日

辞任

津島 雄二君

同日

辞任

阿部 助哉君

同日

辞任

阿部 助哉君

同日

辞任

阿部 助哉君

補欠選任

大内 啓伍君

同日

補欠選任

林 保夫君

同日

補欠選任

西田 八郎君

同日

補欠選任

林 保夫君

同日

補欠選任

笹山 登生君

同日

補欠選任

瀬崎 博義君

同日

補欠選任

山原健二郎君

同日

補欠選任

津島 雄二君

同日

補欠選任

佐々木義武君

同日

補欠選任

村山 喜一君

同日

補欠選任

阿部 助哉君

同日

補欠選任

阿部 助哉君

同日

補欠選任

阿部 助哉君

技術士法案(内閣提出第四〇号)

○永田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、技術士法案を議題といたします。

まず、政府より趣旨の説明を聴取いたします。

安田國務大臣。

技術士法案

〔本号末尾に掲載〕

○安田國務大臣 技術士法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

技術士制度は、昭和三十三年に、高度な専門的

应用能力を有する技術コンサルタント人材の育成

をねらいとして創設されて以来、着実に発展を遂

げ、現在では技術士の数も一万六千人を超えてお

り、社会的に高い評価を得ているところでござい

ます。

一方、わが国における近年の技術進歩はきわめ

て著しく、また、社会経済の状況も大幅に変化し

てきております。

このような状況に対応するため、科学技術庁長

官の諮問機関である技術士審議会においては技術

士制度のあり方について議論を重ねてまいりまし

たが、昨年その結論が出ましたので、政府といた

しましては、これに沿って今般技術士法の改正を

行うこととした次第であります。

次に、この法律案の要旨を述べさせていただきます。

第一は、技術士制度の活性化を図る観点からの

改正であります。

すなわち、新技術への進取性、探究性に富む優

秀な若手人材の参入を積極的に図るため、技術士

の指導のもとでその業務を補助し、将来技術士と

なるのに必要な技能を修得する新たな道を開くこ

ととし、これに「技術士補」の名称を与えることと

するものであります。

技術士の資格を得るために必要な第二次試験を

受験するためには七年以上の業務経験が必要であ

りますが、技術士補は、技術士のもとで四年以上

の業務経験があれば、この試験を受験できること

になるものであります。

第二に、行政の簡素化の観点からの改正であり

その第一点は、定型化されつつある制度運用面

の合理化を図るため、試験の実施に関する事務並

びに登録の実施に関する事務を科学技術庁長官の

指定する者に行わせることができることとするも

のであります。

その第二点は、受験者がきわめて少ない予備試

験を廃止し、学歴を問わず技術士試験を受験でき

るように改めることとするものであります。

なお、制度運用面の簡素化につきましては、臨

時行政調査会の部会報告の指摘にも沿うものであ

ります。

これらの改正点以外は、従来どおりでありま

す。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御

説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願い申し上げます。

○永田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関晴正君。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関晴正君。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関晴正君。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関晴正君。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関晴正君。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。関晴正君。

○永田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

○関委員 昭和三十二年に制定されましたこの法律について今回改正をする。改正の内容を見ますときに、これは一種の合理化だなという感を持つのですけれども、この改正に当たっては、いわゆる行車の指導を受けてこうした案を作成するに至ったものであるのかどうか、一点お尋ねしたいと思います。

○**原田政府委員** この法律は、御案内のとおり三十二年にできた法律でございます。その後、若干の技術的な改正は受けておりますけれども、余りの内容は変わっておりません。最近における世の中、社会経済がいろいろな意味で変化してまいりましたし、そういう状況を踏まえまして、実は五十六年の春から科学技術庁長官の諮問機関であります技術士審議会というところで、技術士制度のあり方というものを議論してまいったわけでございます。先ほど大臣が御説明になりました今回改正の内容も、その技術士審議会の御答申を受けて私どもが立案したものでございます。

臨時行政調査会の作業は、この技術士審議会の議論よりややおくれてなされたのではないかと私思っております。その意味では、時間の前後からいきますと、こちらの審議の方が独立に先行して行われたという状況になっております。

○閣委員　せっかく國が責任を持って試験を行ってきた。それを今度は民間の団体にお任せをして試験の事務を行っていきたい、こう言っているようですが、國のこれまでこの仕事にかかわっている財政的負担、予算的な措置、それはどの程度になつてゐるのでございましょうか。

○**原田政府委員** この技術士制度の運用、受験の問題、登録の問題含めまして、予算といたしましては約二千五百万円ばかりの予算を計上いたしております。

○関委員 その程度の金を惜しんで民間に委託をするというところが、実はなかなかわかりにくいわけにあります。しかも、二千五百万円程度の予算といいますと、受験する受験費が一人当たり六千円ということですから、受験生だけでも六千人

から七千人ある現状を見ますと、その費用だけでもうオーバーをしておる。財政的には全く負担にならないような現状だと思うのです。そうであるのにもかかわらず、これを下の方の任意団体に事務を任せる、委譲する、それはどういう意味があるのでございましょうか。金がかかるからというのが臨調の一つの方針、節約しろというのがその目的だろうと思うのですが、この場合には節約になるわけでもない、むしろ入ってくる金の方が多いということを見ますと、予算的には問題がない。それにもかかわらず、これを第三者の方に移行する、この理由はどこにあるのでしょうか。

○**原田政府委員** 私どもが今度の法律改正で民間のしかるべき団体に委譲というかお願いしようという事務は、御案内のとおり、試験に関する事務と登録に関する事務でございます。試験に関する事務につきましても、そのすべてが民間にいくということでは決してないわけでございまして、受験のいろいろな会場の設営等とか、あるいは試験関係の監督の事務等とか、そういったいわば定型化された事務でございます。定型化された事務でございますし、かつまた、長い間行ってきたる事務でもございますので、試験が厳正に行われるというような意味の法律的な措置が担保されれば、これはむしろ民間にやっていただいた方がいろいろな意味でベターではないか、そういうような観点から今回民間委譲を行ったわけでございます。

中央官庁におきましては、そういう機械的、定型的な事務というよりはむしろ政策的な事務、そういうものを重点にやるべきではないか、こういうような考え方が背景にあることは事実でございます。

○閣委員 法律案を見ますと、この試験については科学技術庁長官が行うものとする、こうあるわけです。そうしながら、次の条を受けまして、民間の権威ある団体にこれを委譲することができる、こうある。「ものとする」と、「することができ」というのと二つあるのだが、たてまえは長

官が行うと言つて法律案にありながら、実質的には民間団体にこれをゆだねる、こうなるわけです。この意味はどういうところにあるのでしょうか。長官が行うと言つていながら、長官じゃない者に行わせることができる。後の方が趣旨になつてしまつているわけですね。これはどう理解すればよろしいのか、御説明ください。

もの、それはあくまでも国の試験である、国が権威づけを行う試験である、こういう意味でございます。ただ、試験の実施に関するいろいろな定型な、あるいは機械的な等々言つては悪いのですが、そういった事務は民間に行わせる、こういう趣旨であるわけでございます。

○関委員 その場合の民間というのは、どういう団体を考えているのでしょうか。

○**原田府委員**　まだ最終的に決定というわけではございませんが、私どもの現在念頭にありますのは日本技術士会、民法に基づく公益法人であります日本技術士会という団体を目下のところ考えているわけでございます。

○閣委員 問題は、この試験の事務を行う場合に大事なこととは公正である。言うなればもぐり試験あるいはもぐり合格、そういうようなことは絶対に避けるべきやならない、こう思うわけです。国の機関だから、絶対に秘密が保持されて誤りがないとは言えないにしても、でも、大方国にはそれななりの権威が私はあると思う。もつとも、最近の中曾根では大分国の権威も下がっているけれども、私はこの試験制度を行う、しかも技術士の試験を行うということの権威は、年々高められて今日築き上げられてきたとういこれは所産じゃないだらうか、こう思っているわけです。こういうよう

な權威ある試験の一つの実態というものを民間の団体に移す、しかもその民間の団体というのは、ただいまでは社団法人の日本技術士会の方にゆだねたい、こう考えるようであります。

じゃ、この日本技術士会がきちんとやってもらえるであろうか。これは一に信頼にかかわること

だろ、と思うのですが、その点になりますと、この会の会長だとか副会長だとかあるいは顧問だとかいうメンバーを見ますときに、これはほとんど自民党の方で占められちゃっているわけなんです、この点については公正を期すと言うても、公正を期すことが必ずしもこれは期待できない形になっているんじゃないだろうか。そういう場合は、こういうようなものについてはそれぞれ人事の更新を願うとかあるいは刷新を願うとか、そういうようなお考え等があるものでございましょうか。また、一般的にこの団体についての評価をも見ますときに、どのようにお考えになっておられますか。

○**原田政府委員**　先生が御指摘の試験の公正、厳正な実施という点は、これはおっしゃるとおり一番大事な点でございます。従来も私も、試験を公正かつ厳正に実施してきた実績を持っておりますし、今後とも試験の機械的な、定型的な事務は民間のしかるべき団体にお願ひすることになりますが、試験の公正かつ厳正な実施のために、試験委員の任命あるいはこういった団体の予算あるいは役職員、こういったものにつきましては、この改正法律によりまして厳重な監督がなされます。

現在日本技術士会の役員の中に、先生が御指摘の、自民党の先生方が一部入っておくことは事実でございます。この方々は御自身技術士でございまして、その面でも非常に学識のある方でございまして、私ども、現在のこの日本技術士会の運営がそれによって非常に公正を欠くとか問題があるとかいような事態にはなっておりませんし、今後ともその点は大丈夫だ、かように考えております。

○閣委員　これは、いままではこれらの団体が任意団体で、そうして技術士の社会的発展あるいは技術士の優遇策あるいは技術士というものについての諸研究等をいろいろ行ってきた、それなりに貢献しているものだと思えます。だが、一たび国が行う試験制度を受け持つていくということにな

りますと、おのずからそこにはこれまでのものと違ふ一つの運営というものの、運営の基本というものが、それを受けることによって異なっているかなければならない部面を与えられてくるんじゃないだろうか。

こうなると、そっくりそのまま自民党の国会議員ばかりでそろっておる日本技術士会、あるいはまた副会長においても自民党の参議院議員、こういうメンバーで試験を受け持つて公正にやりますと言うても、それは間違いのない方々ばかりであるにしても、やはり誤解が生まれないように、誤解を生ずるようなおそれ、そういうようなものとはやはり取つておいて、きれいな体にして置く。もとときれいな体であるかもしれないが、そういう試験制度を行うのにふさわしい体になければならぬものじゃないだろうかと思う。

これは、大臣がこの日本技術士会に預ける場合には、役員構成についてそっくり自民党の諸君が顧問になり、自民党の国会議員が副会長等にある場合には、それは試験のことだから厳正にやりますよと言うても、いや、自民党の国会議員に頼んでいけばうまくいくよなんというところが生じかねない昨今の社会情勢ですからね。やはりそうなりますというところ、ここに与える以上はそういうものは遠慮してもらう、そういう役員構成にでもしておかなければならぬものじゃないだろうか、こう思うのですが、これはひとつ大臣に伺つておきたいと思ひます。

○安田国務大臣 先ほど来、関先生の御指摘をいろいろ拝聴しておりました。一体全体、なぜこれは改正の要があるんだらうか、その背景は何だらうか、考えてみれば考えてみるほど、御指摘の内容をずっと拝聴しておりました。

私も県におりまして、この技術士について、地方の科学技術に心を寄せる者は非常に重大な関心を持っております。そして、これは非常に権威ある格調の高い国家試験である、そういう認識に立つてこれをじつと見ておりますと、もう四分の一世紀、二十五年たつてみるといまの姿でいいん

だらうか。私自身がやはり地方におりまして、疑問を持っております。

その疑問の一つは、これは行政が余り介入して、そして結局今日の姿で置きますと、この技術士という、科学技術というものの対する人材の登用、それを戦力に参加させる、参入させるというところになると、いささかここにはやはり問題がある。技術士、これについては必ず補完行政というものがあつて、先生御指摘のように、だから、科学技術の技術士というものの思想の普及、これをいかに取り扱うか、こういう補完行政というものを、民間の活力の中でこれは何としてもやつてほしいという分野はございました。そういう意味で私は、この改正は意義があつたらう。

同時にまた、いま先生の御心配になつておる点は、これは当然だと思ひます。本場に公正にこれはやらなければならぬ、執行しなくちゃならぬ。それだけ科技庁の私たちの責任は重い、こういうことでございまして、先生の御指摘の点はよく念頭に置いて今後これに対応する、こういうことでひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○関委員 大臣、これは念頭に置いて処理する、当然という意味は、この日本技術士会が、これは任意団体として、また社団法人としてあるものだから、それに対して勝手にどうのこうのという介入は、私はそう簡単にはできないことになるだらう、こう思うのです。こういう試験を受けるに当たっては、そういう一種の条件というものがあつてなければならぬわけにはいかないんじゃないだろうか、こう思うのですが、いや自民党のメンバーでも差し支えないんだ、ここの技術士会には権威があるんだから、こういうことでしやにむにそこへ預けちゃうんだ、こうなつてしまつては私もどうもこれはうまいくない。

ですから、配慮するといふ大臣おっしゃったんだが、その配慮するといふことの実際の向け方、進め方ですね。これは、いま私も指摘するよう一党に偏しておる。確かに、技術士の資格を持つて偶然のことかもしれない。偶然のことだ

から構わないんだと言うては、私はやっぱりうまいと思ひます。そういう点については、この試験制度を受け持つに当たっては、公正な機関としての信頼が保持できるようなものにしてもらふべく折衝もして、そうして長官の方でも、これは間違いなしと認めた上でなければならぬのだ、したがつて、そうならない限りは、五十八年度において法律が通つても、長官が行うというものが原則なんだから、長官が行うんだ、こういうふうな理解してよろしいかどうか、最後にもう一つ。

○安田国務大臣 そのように心得てこれに対応いたしますから、見守つていただきたいと思ひます。

○関委員 大臣の決意は公正の方向に向かつて示されたものとして、私は答弁を聞き取つておきたいと思ひます。

その次に、この技術士の試験を受けた方々が日本技術士会のメンバーとして入る場合の構成の状態でですね。試験を通つた、合格した、大方がこのメンバーになつてもらへばいいのだけれども、合格したメンバーの一部ですか、二割ですか、一万七千人のうち二、三千ですか……(原田政府委員「三分の一です」と呼ぶ)約その程度ですね。その程度しかメンバーに入つておられない。これはどういうわけなんですか。

○原田政府委員 現在、技術士として登録されております全体のメンバーが約一万六千人、そのうち技術士会に入つておる会員の方々が約三千人でございまして、先ほど三分の一と申し上げましたが、もうちょっと低いわけでございます。

それはいろいろ原因があると私は思ひますけれども、一つは、技術士という制度の持つてゐる本質的な内容といふと、公認会計士ですとか弁護士ですとか、あつた制度ですと、こういう会に入るのが強制加入になつてゐるわけでございますが、こちらの制度では強制加入ではないわけでございます。あくまでも任意加入で自由に脱退できる、こういう制度になつてゐる。そこに一番大きな相違点があると私は思ひます。

この技術士の制度が開かれた制度であるという観点からいって、現在のそういうやり方が、現在の技術士もこの制度には合つてゐる、かように思つております。しかし、なるべくたくさんの方に入つてもらふように、技術士会としてもいろいろな面で魅力のある仕事をやる、こういうかっこうにやつていただくように技術士会でも大いに努力してもらわなければいけないし、われわれも今後とも技術士会を指導していきたい、かように思つております。

なお、先ほどの先生の御質問に絡みまして、今度の試験の話は、公正かつ厳格にやるといふ点が一番大事な点でございますし、試験問題の作成、採点は御案内のとおり、試験委員という別のルートでやるわけでございます、この団体は機械的、定型的事務だけやるわけでございますから、試験の公正かつ厳格な実施という点についてはまず御心配はないのじゃないか、かように思つております。

○関委員 一万七千人も合格者があつて、そうしてこちらの方に入会しておるのが二千八百、二割もないわけですよ。一割とちょっとというところでしょう。そこにやはりある一つのメスを入れるといひましようか、指導を加えるとかして、日本技術士会なるものを権威あるものにしておかなければならぬ。信頼の集まるところにこの団体が位置づけられないで、そしてこの団体に試験を預けるということになると、やはり一抹の心配点があるわけですよ。

ただ、いいことに、今度は、一カ所で行う試験を六カ所において行う、そういういいことは、何も日本技術士会にゆだねなくても、とうとう思へばとれることではないのか。そういう意味では、よいところはとる、これまでのよいところは保持する。そして財政的には、マイナスになるのじやなくて、プラスになつてゐるような姿を見ると、大臣が行つたというのから、民間の団体にゆだねねばならないとしてしまふのは、どうして

もびたつと胸にくるものが出てこない。

この点については、大臣も先ほどのお答えでは、何かしら同じようなお考えをお持ちで、お気持ちがあるように受け取ったのですが、そういう点では、五十八年度においてこの法律が通っていつて施行されても、何も一度に日本技術士会にやらせねばならないというものではありませぬので、そういう点についてはよくよく吟味して当たつていただかなければならぬものだ、私はこう思っていますので、その点についての私の意見、また、もう一遍大臣からはそれについてのお考えをいただいで、終わりたいと思います。

○安田国務大臣 いろいろ関先生のお話の点につきまして、やはり今後この法律の運用について十分心得ていかなければならぬ、こういうふうにも私も思っております。先ほどの繰り返しになりすけれども、関先生のお話をよく念頭に置いて今後に対応いたしますから、ひとつ見守っていただきたいと思ひます。

○関委員 終わります。

○永田委員長 草川昭三君。

○草川委員 公明党・国民会議の草川昭三であります。

この技術士法というのは、そもそもアメリカのプロフェッショナルエンジニア試験制度というのがモデルになったというふうに、私も聞いておるわけでございますけれども、本来、ヨーロッパの方では自然発生的にコンサルタントというのですか、そういう制度というものができたと伺っております。日本の場合は、ちょうどいまから二十五年前ですか、二十六年前になるのですか、国家的な見地からこのような制度を導入したわけでありまして、これはいわゆる資格法になるのか、あるいは職業法としての性格を持つのか、これは一体どちらになるのでしょうか。まず、そこからお伺いします。

○原田政府委員 この制度は、先生がいま御指摘のとおり、ヨーロッパあるいはアメリカの技術コンサルタント制度を導入して、日本でも技術コン

サルタントの育成を図ろう、こういうことでできた法律でございます。公認会計士とか弁護士とかよく比較されますが、そういう制度と違ひまして、こちらは業務独占と申しますか、この資格がないとある一定の仕事ができないよといったような、業務独占制度ではございません。日本ではそうなっております。したがって、制度の体系からいいますと資格制度である、こういうことになるのではないかと思っております。

○草川委員 技術士に対する業務独占の問題は、ちょっと後でもう少し触れたいと思うのですが、資格制度だけではないかというものを、あらゆる専門家に定着させないか、今日この技術士法というのは非常中途半端な形になっておるかと私は思うのです。社会的な評価というものが非常に薄いと思うのです。技術士に合格するというのは大変なんです。いろいろと私も伺いをいたしましたら、本当に希少価値で、これは大学教授クラスの資格というのですか、知識がないとでもチャレンジできないというくらいに、非常にむずかしいものであるだけに、私はそれが非常に残念なんです。

私も、ときどきアラブの国々へ行くわけでありますけれども、日本のプラントがずいぶん向こうで採用されております。そこら辺でいろいろとお話を聞いてまいりますと、日本のゼネコンの皆さんがせっかくアラブ諸国から、海の水を真水にするような海水プラントとか都市下水だとかいろいろなものをとっておりまして、そのトップはほとんど、イタリアとかフランスだとか英国のいわゆるコンサルタントというのですか、エンジニアリングコンサルタントというのですか、そういう方々の指揮のもとに設計をし、作業をし、いろいろなことをやってみるわけでありまして、日本のノーハウが非常にすぐれていても、向こう側のコンサルタントがこうしろと言いますと——たとえばコンピュータ設備なんかでも、フロア

ざらざらしている、これは明らかに日本の技術者としてはまずいということを指摘するのだが、施主の方が、オーナーの方がコンサルタントの指示のとおりやれと言ふ。

これは細かい一例でありますけれども、せっかく日本の技術がありながらも、このコンサルティングエンジニアというのですか、技術士というものの評価が国際的になされていらない。ですから、私は今回の改正案をずっと見まして、本当に当面する問題だけで、本来の技術士というのを国際的にも国内的にも定着をさせていくという視点が、非常に欠けておるのではないかと、こう思うのです。その点はどうかでしょう。

○原田政府委員 この技術士の制度の活用という点は、確かに先生御指摘のとおり一番大きな問題の一つでございます。私も、この法律ができて以来いろいろな面で、これは特に関係各省の御協力が必要でございますので、いろいろな省に相対に私もの方から御無理をお願いして、かなり御協力をいただいております。いろいろな、たとえば御協力をお願いして、いろいろ、たとえば国際的な面におきましても、もっと活用できるように努力をする余地はかなりまだあるのではないかと考えております。たとえば、技術士の国際関係の団体でありますFIDICというのがございます。これは国際的な、いろいろな外国の入っている団体でございますが、そういう団体を通じていろいろ国際的な展開を図っていくということも、まだ残された非常に大きな分野ではないかと思っておりますので、そういった点を含めて大いに努力をしていきたいと思います。

○草川委員 海外技術移転の問題で、特に開発途上国が日本に何を求めているかという点、特に技術でかたえていくという意味では、そのような国際的な組織もあると思うのですが、せっかく資格制度としてこれを定着するわけでありまして、もう一工夫か二工夫、科学技術庁としてあつていいのではないかと、こう思うのです。そこで、いまもう一万六千人を超す技術士の数

があると思うのですが、いろいろな部門があるわけでございます。トップの部門というのは、建設とか応用理学とか水道とかいろいろなものがあると思うのですが、上位の五つくらいを述べていただきたいと思います。

○原田政府委員 御案内のとおり、技術士はいろいろな専門分野、産業分野と言ひ直してもよろしいかと思ひますが、そういった分野に分かれております。現在、全体で約一万六千人おられるわけでございますが、一応千人以上を抱える分野をざつと申し上げますと、まず建設関係の部門が六千人でございます。それから水道関係の部門が千八百人。応用理学、これは地質等でございますから、広い意味では建設に入るかも知れませんが、これが千八百人。それから機械が千八百人。電気が千四百人。経営工学、これが千八百人。こんなふうなことになるわけでございまして、全体で六つの部門が千八百人を占めております。

○草川委員 これは、本来は文部省なんかに関係なければいぬと思うのですが、これは私の一つの提案なんです。こういう建設部門等を初めとして、せっかく御苦勞願つておるわけですから、いまもお話がありましたように、いわゆる職業法的な性格も新たに加味するように、いわゆる業務独占を定めるような、各省庁でいろいろな条件で技術士の業務上の地位を明確化するようなことを働きかけてもらいたいと思ひます。

具体的には、いまもお話がありました、建設とか水道関係とかというトップがあると思うのですが、たとえば公共事業に關して、建設省が指名するコンサルタント企業には、建設コンサルタント登録規程とか、地質調査等の業者登録がそれぞれ規程にあるわけでございますけれども、それぞれの専門分野の技術士を保有し、登録することとが条件で定められておるわけですよ。せっかくそこまでするわけですから、たとえば公共事業の入札の要資格に、一級建築士でなければいけないとかというのがあるわけですが、それに近

そこにあるわけでございます。

技術士の後のフォローアップの問題でございますが、現在は日本技術士会が中心となりまして、各所で講習会ですとか研修会ですとかそういった勉強会を行っております。かつまた、技術士会の中にいろいろな部会が設けられまして、その部会の中でお互いに意見交換をし、相互の研さんを積むというようなこともやっているわけでございますが、今後の課題あるいはむしろ現在の課題と言っても言い過ぎではないと思いますが、技術士会におけるそういう活動をもっと活発にしていこうということは、私ども非常に大事ではないかと思っています。また、私どもも、そういう技術士会の活動に対してはできるだけこれを支援していく、また、いろいろな機会を通じて技術士という

制度につきましても、広く国民一般にPRしていくということがあわせて大事ではないかと思っております。

○草川委員 先ほど、民間にテストを委託するというようなお話も出ておったわけですが、技術士会の役割が非常に多くなっていますが、予算あるいは能力等を含めて、果たしていまの非常に厳格な対応がキープというのですか守られていくのかどうか。民間委託は非常にいいようにございませうけれども、非常に多部門にわたってございませうから、あるいはまたいま私が申し上げたフォーローの問題等を含めて、せつかくの技術士会のレベルがダウンしないのか。その点の心配はどうでしょう。

○原田政府委員 確かに先生御指摘のとおり、技術士会の組織の整備、体制の整備というのは、私、大変大事なことで思っております。ただ、試験の事務あるいは登録の事務、これらは非常に機械的、定型的でありますし、かつまた非常に季節的でございますから、たとえば試験のシーズンになるとすぐ事務量がふえるというような事態になるわけでありまして、そういう点も踏まえまして、早急に技術士会の体制の整備という点について取り組んでいかなくてはならない、かように思っております。やはり、試験あるいは登録が公正かつ厳格に実施されることが何よりも大事なことでございますので、そういった面で大いに努力してまいりたいと思っております。

○草川委員 自治省にお伺いをいたしますが、自治省の場合は、特に消防設備士という関係で技術士試験の合格者の筆記試験等の一部免除があるわけでありまして、この消防設備士に関連するわけでございますが、技術士には実技試験が何か残されておるのかどうか、お伺いします。

○小坂説明員 御案内のとおり消防設備士制度というのは、消防設備等の工事それから整備を完全にするということを目的にしておりますので、そのために消防設備士に對しまして機械それから電気に関する基礎的な知識、消防用設備等の構造、機

能それから整備、工事の方法に関する知識、それから消防関係法令に対する知識、これらの知識が必要となるために、消防設備士試験もこれらについて行っているところでございます。技術士の有資格者に対しては、技術士の専門領域以外の知識、すなわち消防関係法令に関する知識、それから加えましていまお話しの実技試験を行っているところでございます。

○草川委員 私、最後に消防設備士の問題を取り上げましたのは、実は最近、蔵王温泉ホテルの例とかホテル・ニュージャパンの火災等で、いわゆる自動火災報知機の感度がよ過ぎるというのですか、非常に過度な反応をするというので、事前に報知機を切ってしまうという話がよくあるわけなんです。ですから、一体どのようなグレードになっておるのか、もう少し現状に即する火災報知設備というものができないのかということを知りたいわけでありまして、何か、総生産個数はいま全国で、五十七年の実績で三百三十六万個の自動火災報知設備の感知器があるというところでございまして、その生産会社も上位の四社に集中をしておりますので、非常に厳しい検定をしておりますので、その中でも現実の建物の中ではそれが利用されていらないために大変な悲劇が起きたというようにございまして、消防の方としてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

○小坂説明員 自動火災報知設備、これは、火災をいち早く感知し知らせるということで、防火体制上いわけばかきとなる機器でございます。それが先生のお話しになるような種々の理由によりまして、その機能が阻害されているというところであれば非常に問題だということで、私も昨年来、消防庁に防火管理体制研究委員会というのを設置いたしまして、そこで非火災報知防止策全般にわたる検討を行ってございまして、近日中にその報告がまとまる予定になっております。

○草川委員 ホテル等の検査はもちろん消防庁がやると思いますが、消防検定協会も自治省

の所管の財団になっておるわけでありまして、採用等についても相当消防庁の影響が強いというふうな聞いております。しかし、現実にはこのような事故があるわけですから、いまだ対応するいろいろな委員会等やられておるようでありまして、これも、これも速やかに現実に対応するようなことをやっていただきたいというふうに思っています。

でございまして、結局、いかに資格をつくらうとも、あるいはまた法律を改正しようとも、いまの日本の現実に応じなければ、せつかくのことがこれまた意味がないわけでありまして、私は、ぜひ科学技術庁としてこの技術士というものを育てていく、あるいはまた、日本は技術立国でこれから生きるわけですから、何千万とあるさまたまな現場に適用する日本の技術というものを育てていく必要があると思うので、これは質問の最後になりましたが、ひとつ私のきょうの質問について大臣から見解を得て、終わりたいと思います。

○安田国務大臣 草川先生から、ちょうど私たちが非常に当面悩んでおる、と申し上げましたら、ちよつと行き過ぎかもしれませんが、最も見識の高い、最も厳しい選考の中から技術士という国家試験の資格を取得した、これがいわゆる科学技術振興にどのような参入をし、どのような戦力を発揮しているのかと、こうなりますと、草川先生御指摘の面が私たちの頭の中にもあるわけでありまして、これは科技庁だけではなく、ちよつと次元が違いますが、これが発注者との関連において士士の資格を取る、これが発注者との関連においてどういふことになっておるのだからという、同じ悩みを持つておるわけでありまして、

だから、先ほど私たちにいろいろ示唆をお与えいたした今後の問題につきましましては、私は、これは法律で明定するというのはちよつと問題が多かと思うので、だから、行政指導の中で、い

わゆる設計も管理も、絶対これは権威のあるものとして位置づけられるような行政指導というものを今後お互いに、各省庁連絡をとり合いながら進

めていきたい、こういう私の考え方であるわけでありまして、よく御趣旨は理解いたしておりますから、そういう面でも今後とも力を出していきたい、こういうことで御理解願いたいと思っております。

○草川委員 終わります。

○山原委員 この技術士法の示す制度そのものが非常に重要なものであり、またわが国の技術振興という点で非常に大きな意味を持つておるというふうな考えておりました、ちよつと二十六年前の昭和三十一年でありましたが、そのときの法案審議に当たってわが党もこれに賛成をいたしております。今度のこの改善ですが、私は二つの面から見てみたいと思つております。

一つは、この法案の積極的な意味、評価すべき点があると思つて、それとまた、今日の段階において、法の趣旨からいって評価できない点もあるという考え方から、質問をしたいと思つております。

一つは、今後この技術士の需要は増大していくと思つて、その増大する要因がどういふところにあるかということ、最初にちよつと簡単に回答をいたしたいと思います。

○原田政府委員 増大する要因の一番ベースになるものは、やはり科学技術、特にこういう技術についての世の中の需要、社会的な需要というものが全体として相当のスピードでふえていっている。私は、これがやはりこういう技術士あるいは技術的なコンサルタントに対する需要増大の一番大きなバックになっていると思つております。

それからもう一つは、従来、御案内のとおりアメリカやヨーロッパの先進国と申しますか、そういうところにおきましては、コンサルタント業務とそれ以外の実際の業務と申しますか、それとが分かれておるわけでございます。日本は、どちらかといつてこの両方の業務を同じ組織、同じ会社でやつてしまつてしまつて、最近では次第にヨーロッパ、アメリカ的になりつつありまして、こういうコンサル

タント業務というものを切り離して、外部のそういう能力を大いに活用していこうというような傾向が出てきております。これまた、こういう技術士の仕事に対する需要がふえていく非常に大きなフアクターではないかと考えております。

○山原委員 その上に立っての年度の改善ですが、私は、一つは技術士補の新設をしたということ、この点についてはその積極的な意味を評価すべきものだと思っております。現在の、理工系大学を卒業して七年間業務に携わるということですが、そのことに對して今年補を設けたということは、それは具体的に言えばどういうメリットがあるかということ、それを伺ってみたいのです。

○原田政府委員 この新しく技術士補というルートをつくったゆえんのものとして申しますか、それを一口で申し上げますと、最近のように非常に科学技術が速いスピードで変化していく、発展している。これに柔軟に対応する若手、そういう者にこの技術士制度に関心を持ってもらって、これの参入を図っていく、これが大きな目的でございます。

御案内のとおり、現在の技術士試験と申しますのは、一応大学を出まして七年以上の業務経験があつて初めて受験できる、こういうルート一本でございまして、そのために比較的受験者の年齢が高いわけでございまして、平均でいきまして約四十歳くらいになっております。これはこれで一つの意味があるわけですが、冒頭申し上げましたとおり、このルートともう一つ、やはりそういう若い人材にこの制度に乗ってもらって、この制度を積極的に活用していく、その参入を図っていくということが大事でございまして、そのような意味におきまして今回技術士補の制度の新設を考えたわけでございます。

○山原委員 私は、そういう意味で若い技術者の育成ということ、そのことについては賛成をいたします。それからもう一つ、年度の法改善によって評価すべき点は、学歴制限を撤廃したということとだと思ふのです。一次試験をだれでも受けられ

る、これは非常に積極的な問題だと思つていま

す。ただ、私がこれから幾つかお尋ねしたいのは、試験事務及び登録事務の民間委託の問題です。これは私は、賛成できないという立場でお尋ねするわけですが、この経過を見てみますと、民間委託が盛り込まれた経過としては、昨年の五月に臨調の第三部会の許可事務の整理合理化という提示がなされて、それはここで考え方が出されて

いるわけですね。それから五十七年、昨年の七月には、技術士審議会で「技術士制度の改善について」の報告書が出されて、ここで民間委託の問題が触れられております。それから、同じく昨年十二月の臨調第三部会報告では、具体的に技術士の民間委託が指摘をされて、そして先般の最終答申によつてもこのことが出されてくる、こういう経過ですね。大体そういうふうな筋でよろしいですか、民間委託の問題については。

○原田政府委員 時間的な経過から申し上げますと、私も、この技術士制度の見直しの議論は五十六年の四月から始めております。いろいろ議論いたしましたして、それで実は今回御提案いたしておりますような内容の御答申をいただいておりますわけでございますので、時間的な経過からいいますと、この臨調の議論よりも私どもの方と申しますか、技術士審議会の議論の方が先行したというのが事実でございまして、ただ、世の中全体の考え方の流れと申しますか、そういうものが一つの共通のバックにある、これは否定できないと思ひますが、時間的な流れという点では私どもの方が先行してなされた、こういうことになっております。

○山原委員 この技術士審議会報告ですね、きょういただいた文書の中の三十一ページに、民間委託の問題について二つの理由が挙げられております。一つは、いわゆる量が増大をしたということですね。それからもう一つは「定形化しつつある」という、この二つの理由が挙げられております。もう一つの登録事務委託については、やはり

三十二ページでございすけれども、「法律上困難な点がある」と述べておりますが、これはどういう意味ですか。「法律上困難な点がある」が、これは三十二ページの二行目で、どういふことを言つておるのですか。

○原田政府委員 その「法律上困難な」というのは、実は非常に法律技術的な問題でございまして、登録事務の民間移転という点について内閣法制局等と内々の事務的な相談をしていたわけでございます。その段階で公益法人、そういうものが念頭にあつたわけでございますが、公益法人というのは御案内のとおり、国と違ひまして永久の存続の団体ではないわけでございますので、そういうような団体にこの登録という機械的な事務であつても、登録の場所としてそういうものを設定することが果たして法律上問題がないかどうかという点につきましては、実はまだ結論を得ていないわけでございます。五十六年に審議を開始してすでに一年半ぐらひになったわけでございますけれども、法制局に持ち込んだ時期が少しタイムラグがずれた、遅かったという点があるいはあつたのかもしれないけれども、まだ法律的な詰めが十分でなかつた。こういう意味で、そこに法律上問題があるという表現になっておりましたか、そういう表現を使つておりますが、その後法制局と論議を重ねまして問題はない、こういうことになったわけでございます。そういう方向で今回の改正案を御提案いたしているということでございます。

○山原委員 そこで、事務の委託の問題ですけれども、そこから出てくる費用の問題ですが、先ほども御答弁がありましたように、現在大体国が年間二千五百万ですか、そして担当官四名、約三千万程度かかつておると思ひます。そして、試験委員が問題をつくり採点をするという方式で、謝金としてこの費用が出ていますわけですが、何しろ国がやるわけですから、非常勤の公務員の形態をとつて、たとえば旅費にしましても、五十キロメートル以内の場合には旅費が出ないとかというよう

なこと、言うならば安上がりでやっていると云うことではなからうかと思ひます。これが民間に委託された場合にどうなるのか。たとえば手当、旅費、会議費等ですね、それが増大するのではないかと云うふうに思ひますが、その辺はどういふ計算をされておりますか。

○原田政府委員 具体的な試験の事務の中身の積算の内容については、現在技術士会それから私どもで内容を検討中でございまして。確かに、国で委員ですとかそういうことをお願いいたしますと、やや常識を欠いたような、試験委員の方々にとつて大変失礼なことになつてゐる例も少なからずあるわけでございます。そういう点はやはり民間にお願いするという場合には、私ども考え直さなくてはいけないかなという点は問題点としてあるわけでございますが、具体的にどうするかという点につきましては今後なお詳細に中身を詰めてまいりたい、かように考えております。

○山原委員 この費用の問題はかなり重要な問題でして、この費用がふえていくとそれが今度はいわゆる指定機関、団体の負担にかぶさつていくわけですね。そうすると、そのかぶさつていく一方では独立採算制ということが出ていますから、結局かぶさつてくる。その指定機関に対して、そういう場合に国が補助金を出すのかどうかということですね。その辺はどういふふうにお考えになつてゐるのですか。

○原田政府委員 私どもは、この事務の運営につきましては独立採算でやっていただきたいと思つております。したがいまして、現在補助金を出すとかそういう国の財政的な支援につきましまして、これは考へておらないわけでございます。

○山原委員 私が問題にしておるのとはそこなんです、たとえば二千五百万プラス仕事量の増大によるところの経費の増加分、それをプラスしていきますと、一方で独立採算制を原則とするということが出ていますから、結局指定を受けた機関としては、技術士会になると思ひますが、それは結局手数料の引き上げというふうなことになるま

して、受験者あるいは登録申請者に対して負担が増加していくというふうになると思います。私どもの計算では、恐らく二、三倍になるのではなからうかというふうな計算をしているわけですが、やはりこの制度そのものが、この試験に合格して技術士の資格を獲得されるということは、単に個人の受益という面よりも、社会の技術進歩に貢献をするという法のたてまえからするならば、これはこういう負担を増大すべきではない、社会的技術向上に役立つという点から見れば、そういう負担の押しつけはぐあいが悪いというふうに考えておりますが、その点はどうお考えでありますか。

○原田政府委員 その辺は、具体的にどのくらいの受験手数料になるかというのは目下検討中でございますが、ほかの制度との兼ね合いもまた考えなくちゃならないと思っております。御案内のとおり、現在の技術士試験本試験の受験料というのは六千円でございます。現在の共通一次試験の受験料が八千円でございます。それから公認会計士の試験でございますが、これは一次から逐次上がっていくわけでございますが、仮に一次試験を受けないで二次から試験を受けるとして一万二千円でございます。こういったようなほかの制度、ほかのこれに見合うランクの制度などの実態も考え、かつやはり独立採算でございますから、なるべく合理化して技術士会でございます事務を行うというような点も念頭に置きまして具体的な額を決めていきたい、かように思っております。

○山原委員 少々の負担はいいではないかというお考えにも聞かれるわけですが、社会的な技術向上の上に役立っていく、あるいは広く技術士制度を進展させていくというふうなうたてまえから見ますと、やはりそこには矛盾が出てくると思っております。たとえば、昨年度受験者が七千二百二十七人と聞いております。そして合格した人が八百六十六人、約八倍のむずかしい試験制度です。だから受験する方にとりましては、一遍ではなくて何回か受験されているのではないかと、そう

いうふうに思いますと、やはりそれは国が責任を持って広く国民に道を開くということが必要であって、そういう点で、ここでせつかく技術士補制度をつくり、あるいは学歴の問題を解消していくところ、せつかく前進した面を持ちながら、このところでやはり矛盾が出てくるというふうに思うわけです。

それから、この指定機関となるであろうと言われております、先ほどそういうお話がありました日本技術士会につきましても、考えてみますと事務量、業務量が増大するわけで、日本技術士会の目的、業務の内容あるいは事務局体制というものをみてみますと、業務は九項目にわたってあるわけですね。その中には、七番目でありまして、行政機関に対する協力の問題もありませんが、行政のかなり広範な仕事をしております。それから事務局体制はどうかといいますが、常務理事が一人と事務局員が六人で七人、役員はたくさんおいでになります。実際に手当を払っておる恒常的な事務に携わっておる人は七人と見ればきだと思っております。そうしますと、業務内容が九項目にわたっているわけですが、日常的に見ますと、少ない人員体制で多くの業務を持っています。現在、その上に、今度、審議会報告を見ましても、技術士の活動の場を広げる、あるいは技術士会の業務はもとと広がるというふうな報告書の中で出ておりますように、かなりこれからこの体制で仕事かふえていく。その上に試験、登録業務が加わって来るといふことになりまして、もちろん行政への協力という項目が業務内容の中に入っておりますけれども、これにまた試験、登録業務というものが加わって来るといふことになりまして、本来の業務に支障が起るのではないかと心配が一つございます。

それからまた、聞くところによれば、いままでも行政のお手伝いをしてきたのだけれども、かなり迷惑だという御意見もあるのじゃないかということも聞いているわけですが、本来の業務に支障がないのかどうか、この点が一つ。

それからもう一つは、体制ですが、試験業務あるいは登録業務を引き受けますと、その体制についてはどういふふうな体制をとろうとしているのか。それは技術士会の方と話し合いをなさっているのかどうか。これはいかがですか。

○原田政府委員 御指摘のとおり、試験の事務あるいは登録の事務というものを公正かつ適確に行うためには、技術士会というものがしつかりしていただく必要はないかと思っております。その意味におきまして、現在の常務理事を含めて七人という専任の事務局体制でやっているとどういふかというものは、私は一つの問題だと思っております。したがって、当然この事務局体制の充実整備ということが非常に大きな課題になっております。幸いにしましてこの法律案が通過して施行ということになりますと、これは一年ちょっと先の話でございますので、現在も寄り寄り技術士会と技術士会の組織、その体制の整備充実につきましては意見交換し、お互いに勉強しているところでございます。あるいは短いと言えは短いわけですが、その期間の中で体制の整備充実を図ってまいりたい、かように考えております。

○山原委員 もう一つの心配というほどではありませんけれども、御承知のように特殊法人その他に対するいわゆる高級官僚の天下りの問題が出ています。現在でも、常務理事の方は特殊法人の専務理事をしていただく方がおられるわけでございます。行革の中でも出ています。また国民の間から批判の強いいわゆる天下りの場所をつくるというふうなものには絶対してはならぬと思っております。そういう点がどうかというところが一つ。

もう一つは、結局いまのお話を聞きますとも、いまの事務体制ではこれは処理できないということになりますと、これから一年後のことを考えてお話し合いになると思っておりますが、その場合の体制を整えれば整えるほど、やはり手数料の増加、手数料の値上げということが出てくるのじゃないか。どれだけになるのかということがまだわから

ぬわけで、私はいま、二、三倍になるのじゃないか、こう申したわけですが、しかしそのところはこの法案を審議するに当たっては、やはり明確にある程度の見通しを立てておく必要があるはしませんかというところが一つです。

それからもう一つは、試験内容の公正さが保持されるかという問題ですが、これは先ほど閣下からもお話がありました。いままでは長官が試験委員の任命をしておりましたが、今度は候補者を選定して指定試験機関が選任をする、こういうふうになるわけでございます。だから、いままでも国が直接やっていたことからは少し離れていくわけですが、その点で試験内容の公正あるいは試験制度そのものの公正さが確保されるかどうか。この点の心配についてはどういふふうなお考えか、伺いたいです。

○原田政府委員 まず第一は天下りの場所の問題、これはもう私も全く考えていないわけでございます。やはり国のやるべき仕事、民間のやるべき仕事、こういうものがいかにあるべきか、それから、この技術士制度の実態に即してよく考えた場合にどうしたらいいか、そういうところから今度の改正案を御提案しているわけでございます。

それから、第二点の負担の問題につきましても、具体的にどうなるかというのは目下検討中でございますが、ただ、先生が御心配になるように、受験手数料が、若い人材が受験する場合に妨げになる、こういうようなことは私どもとしてはあり得てはならない、あつてはならないし、またその辺はほかの試験制度とのバランスも考えながら十分にやっているといたうぐあいに考えております。したがって、この負担のために受験できなというふうなことはならない、私はかように考えております。

それから、試験の公正の問題でございますが、これは先生御指摘のとおり、非常に大事な問題でございます。これは試験委員が問題を作成し、採点を行うわけでございますが、一にかかって試験

三 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処

分を受けた日から起算して二年を経過しない者

四 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

五 第三十六条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

六 弁理士法(大正十年法律第百号)第十七条の規定により業務の禁止の処分を受けた者、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十二条第二号の規定により登録を消滅された者、建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第百二十八号)第十三条第一項第三号の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しないもの

第二章 技術士試験
(技術士試験の種類)
第四条 技術士試験は、これを分けて第一次試験及び第二次試験とし、総理府令で定める技術の部門(以下「技術部門」という。)ごとに行う。

2 第一次試験に合格した者は、技術士補となる資格を有する。

3 第二次試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

(第一次試験)
第五条 第一次試験は、技術士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

2 総理府令で定める資格を有する者に対しては、総理府令で定めるところにより、第一次試験の一部を免除することができる。

(第二次試験)
第六条 第二次試験は、技術士となるのに必要の高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定

することをもつてその目的とする。

2 次のいずれかに該当する者は、第二次試験を受けることができる。

一 技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が総理府令で定める期間を超えるもの

二 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験又は評価の業務に従事した者で、その従事した期間が総理府令で定める期間を超えるもの

(技術士試験の執行)
第七条 技術士試験は、毎年一回以上、科学技術庁長官が行う。

(合格証書)
第八条 技術士試験の第一次試験又は第二次試験(第十条第一項において「各試験」という。)に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)
第九条 科学技術庁長官は、不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 科学技術庁長官は、前項の規定による処分を受けた者に対し、二年以内の期間を定めて技術士試験を受けることができないものとする。

(受験手数料)
第十条 技術士試験の各試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国(次条第一項に規定する指定試験機関が同項に規定する試験事務を行う技術士試験の各試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納付しなければならぬ。

2 前項の規定により同項に規定する指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項の受験手数料は、これを納付した者が技術士試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)
第十一条 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、技術士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総理府令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 科学技術庁長官は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 科学技術庁長官は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

なくつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員及び解任)
第十二条 指定試験機関の役員は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十四条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)
第十三条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。

(試験事務規程)
第十四条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程の變更を命ずることができる。

(指定試験機関の技術士試験委員)

第十五条 指定試験機関は、技術士試験の問題の作成及び採点を技術士試験委員(次項、第四項及び第五項並びに次条及び第十八条第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、科学技術庁長官が選定した技術士試験委員候補者のうちから、指定試験機関が選任する。

3 科学技術庁長官は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者のうちから、第四十八条に規定する技術士審議会の推薦に基づき技術士試験委員候補者を選定する。

4 試験委員の選任及び解任は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(不正行為の禁止)

第十六条 試験委員は、技術士試験の問題の作成及び採点について、公正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の禁止等)

第十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、不正の手段によつて技術士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第九条の規定の適用については、同条第一項中「不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止すること」とあるのは「不正の手段によつて技術士試験を受けた者に対しては、合格の決定を取り消すこと」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十七条第一項」とする。

(秘密保持義務等)

第二十一条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十九条 指定試験機関は、総理府令で定めるところにより、試験事務に関する事項で総理府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告)

第二十一条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総理府令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十二条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十三条 指定試験機関は、科学技術庁長官の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十四条 科学技術庁長官は、指定試験機関が第十一条第四項各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。この場合において、同条第四項各号中「申請者」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は二年以内の期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十一条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十二条第二項(第十五条第五項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項又は第二十條の規定による命令に違反したとき。

三 第十三条、第十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。

四 第十四条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十五条 この章の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(聴聞)

第二十六条 科学技術庁長官は、第二十四条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、科学技術庁長官に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(科学技術庁長官による試験事務の実施等)

第二十八条 科学技術庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が第二十三条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第二十九条 科学技術庁長官が自ら試験事務の全部又は一部を行う場合には、技術士試験委員(次項から第五項までにおいて「試験委員」という。)に、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員の定数は、政令で定める。

3 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者のうちから、第四十八条に規定する技術士審議会の推薦に基づき、科学技術庁長官が任命する。

4 試験委員は、非常勤とする。

5 第十六条の規定は、試験委員について準用する。

(公示)

第三十條 科学技術庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十一條第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十三條の規定による許可をしたとき。

三 第二十四條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第二十八條第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(技術士試験の細目等)

第三十一條 この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他技術士試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第三章 技術士等の登録

(登録)

第三十二條 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、合格した第二次試験の技術部門の名称その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 技術士補となる資格を有する者が技術士補となるには、その補助しようとする技術士(当該技術士補となる資格を有する者が合格した第一次試験の技術部門と同一の技術部門の登録を受けている技術士に限る。)を定め、技術士補登録簿に、氏名、生年月日、合格した第一次試験の技術部門の名称、その補助しようとする技術士の氏名、当該技術士の事務所の名称及び所在地その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

3 技術士補が第一項の規定による技術士の登録を受けたときは、技術士補の登録は、その効力を失う。

(技術士登録簿及び技術士補登録簿)

第三十三條 技術士登録簿及び技術士補登録簿は、科学技術庁に備える。

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第三十四條 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証(以下「登録証」と総称する。)を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名

三 生年月日

四 合格した第一次試験又は第二次試験の技術部門の名称

(登録事項の変更の届出等)

第三十五條 技術士又は技術士補は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 技術士又は技術士補は、前項の規定による届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十六條 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三條各号(第五号を除く。)の一に該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の名称の使用の停止を命ずることができる。

第三十七條 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録

を受け、又は次章の規定に違反したと料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができ。

2 科学技術庁長官は、前条第一項第二号又は第二項の規定により技術士又は技術士補の登録の取消し又は名称の使用の停止をする場合においては、あらかじめ当該技術士又は技術士補にその旨を通知し、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提示する機会を与えるため聴聞を行つた後、第四十八條に規定する技術士審議会の意見を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合においては、聴聞を行わないことができる。

3 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件について必要な調査をするため、その職員に、次のことを行わせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿、書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

4 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(登録の消除)

第三十八條 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録免許税及び登録手数料)

第三十九條 第三十二條第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者及び同条第二項の規定により技術士補の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない。

2 第三十二條第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者、同条第二項の規定により技術士補の登録を受けようとする者、第三十五條第二項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を国(次条第一項に規定する指定登録機関が同項に規定する登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に、それぞれ納付しなければならない。

3 前項(技術士の登録を受けようとする者及び技術士補の登録を受けようとする者に係る部分に限る。)の規定は、科学技術庁長官が次条第一項に規定する登録事務を行う場合について適用しない。

4 第二項の規定により次条第一項に規定する指定登録機関に納められた登録手数料は、指定登録機関の収入とする。

(指定登録機関の指定等)

第四十條 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、総理府令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第四十一條 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條第一項及び第三十八條の規定の適用については、これらの規定中「科学技術庁」とあり、及び「科学技術庁長官」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(準用)

第四十二條 第十一條第三項及び第四項、第十二條から第十四條まで、第十八條から第二十八條まで並びに第三十條の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験機関」とあるのは、「指定登録機

「試験事務」とあるのは「登録事務」と、
「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、
第十一條第三項中「前項」とあり、及び同條第四
項中「第二項」とあるのは「第四十條第二項」と、
第十八條第一項中「職員（試験委員を含む。次項
において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十
四條第二項第二号中「第十二條第二項（第十五條
第五項において準用する場合を含む。）」とある
のは「第十二條第二項」と、同項第三号中「第十
五條第一項若しくは第二項又は前條」とあるのは
「又は前條」と、第二十五條第一項中「この章」
とあるのは「第十二條第一項、第十三條第一項、
第十四條第一項、第二十三條又は第四十條第一
項」と、第三十條第一号中「第十一條第一項」と
あるのは「第四十條第一項」と読み替えるものと
する。

（登録の細目等）

第四十三條 この章に定めるもののほか、登録及
び登録の消除の手續、登録証の再交付及び返
納、登録事務の引継ぎその他技術士及び技術士
補の登録並びに指定登録機関に関し必要な事項
は、総理府令で定める。

第四章 技術士等の義務

（信用失墜行為の禁止）

第四十四條 技術士又は技術士補は、技術士若し
くは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び
技術士補全体の不名誉となるような行為をして
はならない。

（技術士等の秘密保持義務）

第四十五條 技術士又は技術士補は、正当の理由
がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏ら
し、又は盗用してはならない。技術士又は技術
士補でなくなった後においても、同様とする。

（技術士の名称表示の場合の義務）

第四十六條 技術士は、その業務に関して技術士
の名称を表示するときは、その登録を受けた技
術部門を明示するものとし、登録を受けて
いない技術部門を表示してはならない。
（技術士補の業務の制限等）

第四十七條 技術士補は、第二條第一項に規定す
る業務について技術士を補助する場合を除くは
か、技術士補の名称を表示して当該業務を行つ
てはならない。

2 前條の規定は、技術士補がその補助する技術
士の業務に関してする技術士補の名称の表示に
ついて準用する。

第五章 技術士審議会

（技術士審議会）

第四十八條 科学技術庁に、技術士審議会（以下
「審議会」という。）を置く。

第四十九條 審議会は、技術士制度に関する重要
事項並びに技術士及び技術士補の登録の取消し
及び名称の使用の停止に関し審議する。

第五十條 審議会は、委員十五人以内をもつて組
織する。

（会長）

第五十一條 審議会の会長は、委員の互選によつ
て定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指
名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第五十二條 委員は、技術士制度に関する事項に
ついて識見の高い者のうちから、内閣総理大臣
が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

（議事手続等）

第五十三條 この章に定めるもののほか、審議会
の議事その他その運営に関し必要な事項は、政
令で定める。

第六章 日本技術士会

（設立）

第五十四條 技術士は、全国を区域とする一の日
本技術士会と称する民法第三十四條の規定によ
る法人を設立することができる。
（日本技術士会の目的）

第五十五條 日本技術士会は、技術士の品位の保
持及びその業務の進歩改善に資するため会員の
指導及び連絡に関する事務を行うことを目的と
する。

第七章 雑則

（業務に対する報酬）

第五十六條 技術士の業務に対する報酬は、公正
かつ妥当なものでなければならない。

（名称の使用の制限）

第五十七條 技術士でない者は、技術士又はこれ
に類似する名称を使用してはならない。

2 技術士補でない者は、技術士補又はこれに類
似する名称を使用してはならない。
（経過措置）

第五十八條 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置（罰
則に関する経過措置を含む。）を定めることが
できる。

第八章 罰則

第五十九條 第四十五條の規定に違反した者は、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

2 前項の罪は、告訴を待たずして論ずる。

第六十條 第十八條第一項（第四十二條において
準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、
一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す
る。

第六十一條 第二十四條第二項（第四十二條にお
いて準用する場合を含む。）の規定による試験
事務又は登録事務の停止の命令に違反したとき
は、その違反行為をした指定試験機関又は指定
登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又
は三十万円以下の罰金に処する。

第六十二條 次の各号の一に該当する者は、三十
万円以下の罰金に処する。
一 第十六條（第二十九條第五項において準用
する場合を含む。）の規定に違反して、不正

の採点をした者

二 第三十六條第二項の規定により技術士又は
技術士補の名称の使用の停止を命ぜられた者
で、当該停止を命ぜられた期間中に、技術士
又は技術士補の名称を使用したもの
三 第五十七條第一項又は第二項の規定に違反
した者

第六十三條 次の各号の一に該当するときは、そ
の違反行為をした指定試験機関又は指定登録機
関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処
する。
一 第十九條（第四十二條において準用する場
合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、
帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載
をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
二 第二十一條（第四十二條において準用する
場合を含む。）の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をしたとき
三 第二十二條（第四十二條において準用する
場合を含む。）の規定による立入り若しくは検
査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問
に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を
したとき
四 第二十三條（第四十二條において準用する
場合を含む。）の許可を受けずに試験事務又は
登録事務の全部を廃止したとき

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から
施行する。ただし、第十一條、第十二條第一
項、第十三條、第十四條、第十八條から第二十
二條まで、第二十四條から第二十六條まで、第
三十條第一号及び第三号、第三十一條（指定試
験機関に係る部分に限る。）、第四十條、第四十
二條（第十二條第二項、第二十三條、第二十七
條、第二十八條並びに第三十條第二号及び第四
号に係る部分を除く。）、第四十三條（指定登録
機関に係る部分に限る。）、第六十條並びに第六
十三條（第四号を除く。）の規定並びに附則第七

条、第八条及び第十一条の規定並びに附則第十五条中科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）第四条第十号の二の次に一号を加える改正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

（合格者に関する経過措置）

第二条 改正前の技術士法（以下「旧法」という。）第四条に規定する本試験に合格した者は、改正後の技術士法（以下「新法」という。）第四条第一項に規定する第二次試験に合格した者とみなす。

（技術士の登録に関する経過措置）

第三条 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録は新法第三十二条第一項の規定によりされた技術士の登録と、旧法第十六条第一項の規定により交付された技術士登録証は新法第三十二条第一項の規定により交付された技術士登録証とみなす。

2 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にその手続が終了していないものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第三十二条第一項の規定によりされた技術士の登録の申請とみなして、新法の規定を適用する。

3 旧法第十七条第一項の規定によりされた技術士登録証の訂正の申請であつて、この法律の施行の際現にその手続が終了していないものについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、当該訂正の申請が氏名又は技術部門の変更に係るものを含まない場合においても、当該訂正の申請につき納付された手数料は、返還しない。

一 当該訂正の申請が氏名若しくは技術部門の変更に係るものを含まないものである場合又は氏名若しくは技術部門のみの変更に係るものである場合 当該氏名又は技術部門の変更に係る訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第二項の規定によりされた技術士登録証の訂正

の申請とみなして、新法の規定を適用する。

二 当該訂正の申請が事務所の名称若しくは所在地の変更に係るものを含まないものである場合又は事務所の名称若しくは所在地のみの変更に係るものである場合 当該事務所の名称又は所在地の変更に係る訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第一項の規定によりされた登録事項の変更に係るものとして、新法の規定を適用する。

三 当該訂正の申請が住所の変更に係るものを含まないものである場合又は住所のみの変更に係るものである場合 当該住所の変更に係る訂正の申請は、なかつたものとみなす。

（欠格事項等に関する経過措置）

第四条 旧法第十八条第二号若しくは第十九条の規定により技術士の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者、又は旧法第三十九条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者に係る新法第三十三条第四号及び第五号の規定の適用については、同条第四号中「第五十七条第一項又は第二項」とあるのは「改正前の技術士法（昭和三十一年法律第四十四号）次号において「旧法」という。」第三十九条と、同条第五号中「第三十六条第一項第二号又は第二項」とあるのは「旧法第十八条第二号又は第十九条」とする。

第五条 旧法第十二条後段の規定により技術士試験の予備試験又は本試験の受験の停止を命ぜられた者は、施行日に新法第九条第二項の規定により技術士試験の受験の停止を命ぜられた者として、当該受験の停止の期間は、施行日における旧法第十二条後段の規定により命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。

第六条 前条の規定は、旧法第十九条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者について準用する。この場合において、前条中

「旧法第十二条後段」とあるのは「旧法第十九条」と、「技術士試験の予備試験又は本試験の受験の停止」とあり、及び「技術士試験の受験の停止」とあるのは「技術士の名称の使用の停止」と、「新法第九条第二項」とあるのは「新法第三十六条第二項」と、「当該受験の停止」とあるのは「当該名称の使用の停止」と読み替えるものとする。

第七条 旧法に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者に係る新法第十一条第四項第四号イ（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号イ中「この法律」とあるのは、「改正前の技術士法」とする。

（試験事務及び登録事務に関する経過措置）

第八条 施行日前に指定試験機関又は指定登録機関の指定がされた場合においては、指定試験機関又は指定登録機関は、新法第十一条第一項又は第四十条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、試験事務又は登録事務を行うことができるものとする。

（技術士審議会に関する経過措置）

第九条 旧法第二十七条の規定により置かれた技術士審議会は、施行日において、新法第四十八条の規定により置かれた技術士審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 施行日の前日において技術士審議会の委員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に新

別表第一第二十三号(イ)を次のように改める。

- (イ) 技術士法(昭和五十八年法律第三十二号)第一項又は第二項(登録)の技術士又は技術士補の登録
- イ 技術士の登録
 - ロ 技術士補の登録

（科学技術庁設置法の一部改正）

第十五条 科学技術庁設置法の一部を次のように

法第五十二条第一項の規定により技術士審議会の委員として任命された者」とみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされた技術士審議会の委員の任期は、新法第五十二条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の技術士審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（日本技術士会に関する経過措置）

第十条 施行日に現に存する日本技術士会は、施行日において、新法第五十四条の規定による日本技術士会となり、同一性をもつて存続するものとする。

（指定試験機関の事業計画等に関する経過措置）

第十一条 指定試験機関及び指定登録機関の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十三条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「その指定を受けた後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

- 登録件数 一件につき三万円
- 登録件数 一件につき一万五千元

改正する。

第四条第十号の二中「及び技術士」を「並びに

技術士及び技術士補」に改め、同号の次に次の
一号を加える。

十の三 技術士法（昭和五十八年法律第
号）に基づいて、指定試験機関及び指定
登録機関を指定し、並びにこれらに対し、
認可その他監督を行うこと。

第二十一条第一項の表技術士審議会の項中
「技術士」を「技術士制度」に、「及び技術士
の登録の取消等」を「並びに技術士及び技術士補
の登録の取消し等」に改める。

理 由

最近における著しい科学技術の発展状況にかん
がみ、技術士制度の改善を図るため、技術士補の
資格の新設等技術士試験制度についての整備合理
化を行うとともに、行政事務の簡素合理化に資す
るため、技術士試験の実施に関する事務並びに技
術士及び技術士補の登録の実施に関する事務を科
学技術庁長官が指定する者に行わせることができ
ることとする等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

昭和五十八年三月二十六日印刷

昭和五十八年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局